

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税返礼品贈呈事業	令 和 4 年 度	千円 7,200
地方公会計システム運用事業	令 和 4 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	4,958
情報セキュリティ対策強化事業	令 和 4 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	598,515
県立ミュージアム等 清掃業務委託事業	令 和 4 年 度	9,300
瀬戸内国際芸術祭関連事業	令 和 4 年 度	242,772
本庁舎清掃業務委託事業	令 和 4 年 度	39,685
本庁舎警備業務委託事業	令 和 4 年 度	37,044
県有未利用地等活用促進事業	令 和 4 年 度	691,624
旅費システム運用事業	令 和 4 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	5,445
図書館・文書館 清掃業務委託事業	令 和 4 年 度	17,258

行政文書簿冊情報 検索システム運用事業	令和4年度から 令和9年度まで	1,848
自動車税(種別割) 納税通知書等印刷事業	令和4年度	18,723
税務システム改修事業	令和4年度	26,469
全国情報発信推進事業	令和4年度	14,000
県政広報推進事業	令和4年度	153,536
大気汚染常時監視システム 整備・運用事業	令和4年度から 令和9年度まで	156,331
豊島廃棄物等 処理施設撤去等事業	令和4年度	540,985
難病等医療費助成システム 保守運用事業	令和4年度から 令和9年度まで	5,946
身体障害者手帳等交付 システム管理事業	令和4年度から 令和9年度まで	3,795
斯道学園給食業務委託事業	令和4年度から 令和6年度まで	85,021
再就職促進訓練事業	令和4年度から 令和5年度まで	108,617
障害者職業能力開発事業	令和4年度	220
道路維持修繕事業	令和4年度	710,000

道路メンテナンス事業 (県道高松善通寺線 (郷東跨線橋))	令和 4 年 度	60,000
道路メンテナンス事業 (県道端岡停車場線 (百福橋))	令和 4 年 度	30,000
道路メンテナンス事業 (県道善通寺綾歌線 (中方橋))	令和 4 年 度	120,000
道路災害防除事業 (県道高松王越坂出線)	令和 4 年 度 から 令和 5 年 度 まで	1,570,000
道路改築事業 (県道高松坂出線)	令和 4 年 度 から 令和 6 年 度 まで	5,320,000
河川海岸維持修繕事業	令和 4 年 度	100,000
砂防維持修繕事業	令和 4 年 度	40,000
広域河川改修事業 (本 津 川)	令和 4 年 度	180,000
堰堤改良事業 (千 足 ダ ム)	令和 4 年 度	150,000
高松港維持管理事業 (港湾施設維持修繕工事)	令和 4 年 度	20,000
高松港コンテナターミナル等 警備業務委託事業	令和 4 年 度	24,000
港湾維持修繕事業	令和 4 年 度	25,000
既設公営住宅改善事業	令和 4 年 度	490,841

警察本部庁舎清掃委託費	令和4年度	9,063
警察施設維持管理事業 (警察施設電気代)	令和4年度	153,353
坂出警察署整備事業	令和4年度	89,076
県学習状況調査実施事業	令和4年度から 令和7年度まで	52,920
県立中学校 給食業務委託事業	令和4年度から 令和6年度まで	106,891
老朽校舎等改築事業	令和4年度	1,633,745
小豆地域特別支援学校整備事業	令和4年度	673,750
香川県信用保証協会 に対する損失補償	令和3年度から 令和20年度まで	香川県信用保証協会が令和3年度においてフロンティア融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額に相当する額
香川県信用保証協会 に対する損失補償	令和3年度から 令和20年度まで	香川県信用保証協会が令和3年度において中小企業再生支援融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額のうち、取扱金融機関と香川県信用保証協会が補填した残額に相当する額

<p>公益財団法人香川県農地機構 に対する損失補償</p>	<p>令和3年度 令和13年度 まで</p>	<p>令和3年度において、公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益財団法人香川県農地機構に対して農業経営基盤強化促進法に定められた農地売買等事業に係る農用地等の買入資金及び農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図るための業務に要する経費として7,500万円の範囲内で無利子融資する額について、償還期限（機構が期限の利益を喪失した場合には期限の利益の喪失日）後、あるいは機構が破産、民事再生、その他これに類似する法的整理手続開始の申立てを受けた後、機構の保有資産の処分等による弁済を行う等してもなお未弁済額が残存する場合を弁済不能となり損失が発生したものとし、かかる未弁済額と延滞金及び違約金の合計額</p>
-----------------------------------	--------------------------------	---